

社会福祉法人 健晴会 役員及び評議員旅費規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人健晴会(以下「法人」という)の役員及び評議員の旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費の支給)

第2条 役員及び評議員への費用弁償とは別途に、旅費を支給する。

(旅費の支給額)

第3条 役員及び評議員の報酬等及び費用弁償に関する規程第4条(1)(2)(3)については、
小郡市内在住については 1,000円
福岡県内在住については 3,000円
福岡県外在住については 実費に相当する額
を支給する。
宿泊を伴う場合は、宿泊費実費を支給する。

2. 役員及び評議員の報酬等及び費用弁償に関する規程第4条(4)(5)の場合は、原則として役員及び評議員の住所地を起点として旅費を計算して支給する。

附則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。